

朝霞市規則第 13 号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（令和 4 年朝霞市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条第 2 項を削り、同条を第 4 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第 17 条の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

(1) 条例第 17 条の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第 17 条の 2 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

第 2 条の前の見出しを削り、同条第 2 項を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

（管理職員特別勤務手当の額等）

第 2 条 条例第 17 条の 2 第 3 項の市規則で定める勤務は、同条第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る管理職員特別勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る管理職員特別勤務手当については、なお従前の例による。